

令和2年度下期 中海・宍道湖・大山圏域 旅行商品造成費補助金交付要綱

(事業の目的)

第1条 この事業は、旅行会社が、中海・宍道湖・大山圏域（以下、「圏域」という。）の個人型旅行商品造成にかかる経費等の一部を予算の範囲内で補助することにより、圏域への旅行商品造成を推進するとともに、観光客の誘致を拡大し観光産業の振興を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社とする。

(交付要件)

第3条 以下の要件をすべて満たす個人向け「募集型企画旅行商品」を対象とする。

(1) 圏域を訪れるツアーであって下記のイ.又はロ.に該当するツアー

イ.宿泊ツアーの場合は圏域内の宿泊施設に1泊以上宿泊するものとし、且つ圏域内観光施設等（※注1）に3カ所以上含める旅行商品であること。但し、民宿・宿坊・共済組合等の宿泊施設は除く。

ロ.日帰りツアーについては圏域内の観光を目的とする商品とする。

(2) 旅行商品のパンフレット、チラシ等の印刷物（以下、「パンフレット等」という。）における圏域の露出が90%以上であるもの。

(3) 旅行商品については、貸切バスの定員等、コロナ対策に配慮されているものであること。

(4) (一社)中海・宍道湖・大山圏域観光局（以下「当局」と言う。）の指定のロゴ及び補助を受けている旨の表記をすること。

(5) 旅行実施期間に令和2年12月10日から令和3年3月15日までの間のいずれかの日を含むもの。

(6) 旅行商品のパンフレット等の印刷経費又はデジタルパンフレット制作経費を証明できること。

※注1 「観光施設等」とは、入場または乗車（乗船）等をして、観覧、おみやげの購入、飲食サービスの受給等ができる施設をいう。（有料、無料を問わない）但し、単なるトイレ休憩等（概ね15分未満）を目的とした立ち寄り施設として数えることはできない。また、1つの観光施設で目的や形態の異なる利用をしても重複して数えることはできない。

(掲載を提案するもの)

第4条 以下のロゴ及びカセットのパンフレットへの掲載を提案する

(1) 「圏域観光局」ロゴ

(2) 「縁結びスマートナビ」カセット

(補助対象経費、補助金額及び補助限度額)

第5条 補助金額は、旅行商品のパンフレット等印刷経費及びデジタルパンフレット制作経費の2/3以内とし、助成金額は別表に定める通りとする。

(交付の申請等)

第6条 補助を受けようとする者は、事前に一般社団法人中海・穴道湖・大山圏域観光局理事長（以下、「理事長」という。）に補助金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(受付期間)

第7条 補助金申請の受付期間は、令和2年（2020）11月25日（水）～12月9日（水）とする。

(交付の決定)

第8条 理事長は、前条による申請があったときは内容を審査し、交付を決定することとしたときは、補助交付金決定通知書（様式第2号）により申請を行った者（以下、「交付決定者」という。）に通知する。

(変更交付申請)

第9条 交付決定者は、前条の交付決定後に事業の内容を変更する場合または中止する場合は、補助金変更申請書（様式第3号）を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の補助金変更交付申請書が提出された場合において、変更を承認するときは、補助金変更交付決定書（様式第2号を準用）により通知する。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、パンフレットを作成した日から起算して30日以内に補助金実績報告書（様式第4号）を理事長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 理事長は前条に基づく実績報告書の提出があった場合には、必要な検査を行い、その報告にかかる事業の実施結果が適正であると認めた時は、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第12条 補助金の支払いは、精算払いとする。

2 理事長は前条の確定通知後、交付決定者から支払い請求書（様式第6号）を受理した時は、その日から30日以内に支払うものとする。

(送客実績報告)

第13条 交付決定者は、旅行実施期間終了後30日以内に送客実績報告書（様式第7号）を理事長に提出しなければならない。

(帳簿等の保存)

第14条 交付決定者は、当該事業にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関して必要な事項については、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分	要 件	補助金額（補助限度額）
宿泊ツアー	募集人数設定 100人以上	50万円
	” 200人以上	70万円
	” 400人以上	100万円
日帰りツアー	募集人数設定 100人以上	20万円
	” 500人以上	50万円